

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	米国における技術流出防止のための研究者への規制
他言語論題 Title in other language	Regulations and Guidelines for Researchers in the United States to Prevent Technology Leakages
著者 / 所属 Author(s)	瀧澤 和子 (TAKIZAWA Kazuko) / 文教科学技術課
書名 Title of Book	変化する国際環境と総合安全保障 総合調査報告書 (Comprehensive Security in a Changing International Environment)
シリーズ Series	調査資料 2021-3 (Research Materials 2021-3)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2022-03-25
ページ Pages	129-146
ISBN	978-4-87582-889-1
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
キーワード keywords	先端情報の流出、研究インテグリティ、研究セキュリティ、利益相反、情報開示、千人計画、NSPM-33及び施行要領、連邦資金配分機関、研究助成、コンプライアンス
摘要 Abstract	米国の学術界において、中国への技術や知的財産の流出を防止するために、研究者等に利益相反等の情報開示等を義務付ける施策について、大統領覚書施行要領 (2022年公表) を中心に整理した。

- \* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰 (めいせき) 性等の観点からの審査を経たものです。
- \* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 米国における技術流出防止のための研究者への規制

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
文教科学技術課 瀧澤 和子

## 目 次

はじめに

### I 米国の学界からの知的財産流出

- 1 米国の研究・教育機関からの中国への知的財産流出
- 2 千人計画による脅威
- 3 申告不備に対する法的措置の状況

### II 米国の近年の法規制等及び学界の要望

- 1 トランプ政権下での法規制等
- 2 研究・教育機関からの大統領覚書施行要領に関する要望
- 3 バイデン政権下での進展—大統領覚書施行要領の策定—

おわりに

キーワード：先端情報の流出、研究インテグリティ、研究セキュリティ、利益相反、情報開示、千人計画、NSPM-33 及び施行要領、連邦資金配分機関、研究助成、コンプライアンス

## はじめに

米国では、研究開発のオープンで協業的な性質が、その技術革新、科学技術分野での主導的地位、ひいては、経済競争力、国家安全保障を支えているという<sup>(1)</sup>。

第二次大戦後の米国の科学技術政策には、連邦政府機関から巨額の研究開発予算が大学に支給され、研究成果が公表されれば、企業が応用研究や開発等を引き継ぎ、技術革新につながるという特徴がある<sup>(2)</sup>。米国政府は、主要国の中でも多額の研究開発予算を組んで投資を行っており、基礎研究の比率も戦後から増加傾向にある<sup>(3)</sup>。

1980年代のロナルド・レーガン（Ronald Reagan）政権時には、国家安全保障決定令 189号（National Security Decision Directive: NSDD-189）<sup>(4)</sup>が発出され、原則として基礎研究（Fundamental research）<sup>(5)</sup>の成果の公開は制約されないという方針が示された<sup>(6)</sup>。

また、技術革新の創発のために、米国の学术界では、外国出身で米国に帰化した研究者、外国籍のまま米国で研究している者、留学生等、外国人材を受け入れ、長らく活用してきた<sup>(7)</sup>。

しかし、2019年に公表された連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation: FBI）の報告書『中国：学术界に対するリスク』においては、中国が、学术界のオープンで自由かつ協業的な環境下で、米国の研究成果や情報を自国の発展のために不正に取得しようとしており、米国は自由な情報共有と安全保障との持続可能なバランスを取るという困難に直面しているとして、注意喚起がなされた<sup>(8)</sup>。

過去30年間で米国の貿易総額に占める中国のシェアは増加を続け、中国への経済依存が高まった状態である<sup>(9)</sup>が、両国のこれまでの相互依存関係を見直す規制も現れてきた<sup>(10)</sup>。その中の1つ、技術面でのデカップリング（切離し）は、米中の新興技術（Emerging Technologies）規制<sup>(11)</sup>なども追加され、学术界にもデカップリングの動きが広がり始めている<sup>(12)</sup>。グローバル化の終わりによって深刻な影響を受けるのが、科学技術の研究であるという<sup>(13)</sup>。

本稿では、米国の研究・教育機関における中国への技術情報などの知的財産の流出の脅威に

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022（令和4）年1月28日である。1ドルは約113円（2021年12月報告省令レートに基づく）。

- (1) “Presidential Memorandum on United States Government-Supported Research and Development National Security Policy,” January 14, 2021. Trump White House Archives Website <<https://trumpwhitehouse.archives.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-united-states-government-supported-research-development-national-security-policy/>>
- (2) 宮田由紀夫『アメリカの産学連携と学問的誠実性』（関西学院大学研究叢書 第158編）玉川大学出版部，2013，p.12.
- (3) 宮田由紀夫『アメリカのイノベーション政策—科学技術への公共投資から知的財産化へ—』昭和堂，2011，p.28.
- (4) “NSDD-189 National Policy on the Transfer of Scientific, Technical and Engineering Information.” National Archives Catalog Website <<https://catalog.archives.gov/id/6879779>>
- (5) NSDD-189において、「科学及び工学分野での基礎（basic）研究及び応用研究であり、その成果が通常公表され、科学コミュニティ内で広く共有されるものである。それは特許又は国家安全保障上の理由で通常規制される特許に係る研究や産業上の開発、設計、製造、製品利用とは区別される」と定義されている。*ibid.*, p.1.
- (6) “NSDD-189 National Policy on the Transfer of Scientific, Technical and Engineering Information,” *op.cit.*(4), p.2.
- (7) 宮田 前掲注(3), pp.104, 106-108.
- (8) “China: The Risk to Academia,” pp.1-2. Federal Bureau of Investigation Website <<https://www.fbi.gov/file-repository/china-risk-to-academia-2019.pdf/view>>; 則竹幹子「概要解説 FBI “China: The Risk to Academia”」『CISTEC journal』No.185, 2020.1, pp.243, 245.
- (9) 宮本雄二ほか編著『技術覇権 米中激突の深層』日本経済新聞出版社，2020，p.129.
- (10) 同上，pp.62-64, 66.
- (11) 平井宏治『経済安全保障リスク—米中対立が突き付けたビジネスの課題—』育鵬社，2021，p.175.
- (12) 宮本ほか編著 前掲注(9), p.4.
- (13) 玉井克哉「『コロナ後』における米中対立状況下の経済安全保障戦略」『商工ジャーナル』47(1), 2021.1, p.15.

ついて概観し（Ⅰ）、そうした脅威に対応するため、連邦政府からの助成金を受給する研究者に対する情報開示義務の強化等に関する規制がどのように導入されているかについて、2022年1月に公表された大統領覚書の施行要領（Guidance）を中心に整理し、我が国の議論に資する点を紹介する（Ⅱ）。

## I 米国の学術界からの知的財産流出

### 1 米国の研究・教育機関からの中国への知的財産流出

大学には未公開の研究成果や発明の過程など、貴重な研究情報が存在している一方、学内への立入りが容易で、大学関係者（学生、教員、その他研究者）には知的財産を防衛しようとする意識や対策が不足しているため、外国の情報機関が機密情報を収集する際に大学関係者を利用するケースが増加しているとされる<sup>(14)</sup>。

前述のFBIの報告書は、大学等の研究・教育機関において中国政府から指示を受けて活動するインサイダー（内部関係者、内部者）等の脅威について事例を挙げ<sup>(15)</sup>、研究・教育機関における中国への先端技術の流出への懸念から、情報・技術の流出防止のセキュリティ対策を求めた<sup>(16)</sup>。

加えて、2016年以降、研究・教育機関に対して、連邦政府の研究資金を配分する連邦資金配分（ファンディング）機関である国立衛生研究所（National Institute of Health: NIH）<sup>(17)</sup>が行った調査では、同分野の専門家（peer）が研究費申請書の査読を行って研究費の採択可否を決定する「ピア・レビュー（peer review）」の過程で知り得た申請書の内容を中国の科学者に電子メールで提供する<sup>(18)</sup>など、外国機関の組織的関与による、連邦研究助成の過程での知的財産の漏えいが問題になっている<sup>(19)</sup>。

## 2 千人計画による脅威

### (1) 千人計画

米国連邦議会上院の国土安全保障及び政府問題委員会調査小委員会が2019年11月に公表した報告書『米国の研究機関への脅威：中国の人材招致計画』では、米国の大学等から給与を受け取る研究者が、中国政府による国際的な人材招致プログラムである「千人計画」（Thousand Talents Program）<sup>(20)</sup>によって、知的財産権を中国の機関に独占的に帰属させていること<sup>(21)</sup>、米国内で技術移転を受けた中国人留学生等が米国外（中国）に研究を流出させること<sup>(22)</sup>が指摘

(14) 米国に対する諸外国の全課報活動のうち、大学関係者への働きかけは、2010年には全体の8%であったが、2014年には24%に増加した。ダニエル・ゴールデン著（花田知恵訳）『盗まれる大学—中国スパイと機密漏洩—』原書房、2017、pp.14-15, 30, 32-33。（原書名：Daniel Golden, *Spy Schools: How the CIA, FBI, and Foreign Intelligence Secretly Exploit America's Universities*, New York: Henry Holt and Company, 2017.）

(15) “China: The Risk to Academia,” *op. cit.*(8), pp.8-10; 則竹 前掲注(8), p.251.

(16) “China: The Risk to Academia,” *ibid.*, pp.11-12; 則竹 同上, p.252.

(17) 日本の厚生労働省に当たる保健社会福祉省（Department of Health and Human Services）の傘下の機関であり、大学等の外部機関に所属する研究者に対して、生命科学系研究における多額の助成を行う。自機関においても連邦政府資金の下で研究開発を行っている。『米国の国立衛生研究所 NIH—世界最大の生命科学・医学研究所—』丸善プラネット、2016、pp.18, 34, 46.

(18) Eric Bock, “NIH Investigates Foreign Influence at U.S. Grantee Institutions,” *NIH Record*, October 4, 2019. Vol.LXXI No.20, pp.1, 4. <<https://nihrecord.nih.gov/sites/recordNIH/files/pdf/2019/NIH-Record-2019-10-04.pdf>>

(19) Suzanne Murrin, *NIH Has Acted To Protect Confidential Information Handled by Peer Reviewers, But It Could Do More*, March 2020, pp.1 - 2. U.S. Department of Health and Human Services Website <<https://oig.hhs.gov/oei/reports/oei-05-19-00240.pdf>>

されている。こうした行為により、米国の安全保障貿易管理（輸出管理）<sup>(23)</sup>においてみなし輸出（Deemed Export）<sup>(24)</sup>として規制対象となっている情報や知的財産が中国に渡ってしまうことなどが大きな脅威であると考えられた<sup>(25)</sup>。千人計画の契約の内容は、米国学術界の研究の価値観、そのうちの1つである「研究インテグリティ（Research Integrity）」（後述）に違反し、弱体化させていると問題視された<sup>(26)</sup>。

## (2) 利益相反の非開示による研究インテグリティの違反

研究インテグリティは、従来は研究の公正性<sup>(27)</sup>、誠実性<sup>(28)</sup>などと訳されてきた。米国では、論文のねつ造などの研究不正等への対応に関する概念であった<sup>(29)</sup>が、資金配分機関の国立科学財団（National Science Foundation: NSF）<sup>(30)</sup>が科学諮問グループ JASON<sup>(31)</sup>に調査委託した報告書『基礎研究の安全保障』（2019年公表）では、利益相反（Conflicts of Interests）及び責務相反（Conflicts of Commitment）（後述）の開示の不履行を研究インテグリティに違反すると推定し、研究不正等と同様に、NSF 及び大学によって調査及び裁定されるよう求めた<sup>(32)</sup>。これは、研究インテグリティの意味を多少拡張することにより、研究者集団が伝統的に保持してきた行動規範で、技術情報の流出等に対処できると主張したものと見られている<sup>(33)</sup>。

20) 千人計画は、世界トップの科学技術強国を目指して外国から優秀な人材を集める、中国政府や省当局などの人材招致プロジェクトで、国家レベルでは2008年から実施されている。同プログラムに参加した外国の研究者は、米国や欧州を中心に、2017年までに7,000人を超えたとされる。United States Senate, Permanent Subcommittee on Investigations, Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, *Threats to the U.S. Research Enterprise: China's Talent Recruitment Plans*, 2019, pp.7, 20-21. <<https://www.hsgac.senate.gov/imo/media/doc/2019-11-18%20PSI%20Staff%20Report%20-%20China's%20Talent%20Recruitment%20Plans.pdf>>; 読売新聞取材班『中国「見えない侵略」を可視化する』新潮社, 2021, pp.21, 26, 29.

21) United States Senate, Permanent Subcommittee on Investigations, Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, *ibid.*, pp.8, 27.

22) *ibid.*, p.29.

23) 先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等の開発や製造等に関与している懸念国やテロリスト等の懸念組織に渡ることを未然に防ぐため、国際的な枠組みの下、各国が協調して実施する管理を指す。「安全保障貿易管理ガイドンス [入門編] 第一版」2021.3, p.3. 経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance/guidance.pdf>>

24) 規制対象となる技術を外国籍者に開示することは「本国」への移転とみなされ、事前に商務省産業安全保障局（BIS）に許可を得なければならない。小野純子「概要解説 国家安全保障及び政府問題に関する米国上院委員会スタッフレポート 米国の学術機関への脅威—中国の海外ハイレベル人材招致計画（後編）—」『CISTEC journal』No.186, 2020.3, p.125.

25) United States Senate, Permanent Subcommittee on Investigations, Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, *op.cit.*(20), p.31; 小野純子「概要解説 国家安全保障及び政府問題に関する米国上院委員会スタッフレポート 米国の学術機関への脅威—中国の海外ハイレベル人材招致計画（前編）—」『CISTEC journal』No.185, 2020.1, pp.274-275.

26) United States Senate, Permanent Subcommittee on Investigations, Committee on Homeland Security and Governmental Affairs, *ibid.*, pp.5, 8, 27.

27) 小林信一・細野光章「大学におけるデュアルユース技術開発とガバナンス—日米比較から—」『研究技術計画』35巻4号, 2020, p.468.

28) 宮田 前掲注(2), p.7.

29) JASON and MITRE Corporation, *Fundamental Research Security*, December 2019, p.17. National Science Foundation Website <[https://www.nsf.gov/news/special\\_reports/jasonsecurity/JSR-19-2IFundamentalResearchSecurity\\_12062019\\_FINAL.pdf](https://www.nsf.gov/news/special_reports/jasonsecurity/JSR-19-2IFundamentalResearchSecurity_12062019_FINAL.pdf)>

30) 1950年に設立された連邦資金配分機関で、毎年連邦予算に基づく資金配分を受け、大学等の機関に科学・工学分野等の助成を行う（自ら研究を行うことはない）。2015年時点で、大学等への連邦政府機関の研究開発費支出全体のうち、13%に当たる51億ドル（5763億円）を拠出している。林幸秀編著、遠藤悟・冨田英美著『米国国立科学財団NSF—基礎研究を支える連邦政府独立機関—』丸善プラネット, 2018, pp.5, 27, 68, 75.

31) 1960年に設立された、科学技術に関する問題について連邦政府に助言を行う科学者の独立機関で、国防総省、エネルギー省などから資金提供を受けている。“JASON Defense Advisory Panel Reports.” Federation of American Scientists Website <<https://irp.fas.org/agency/dod/jason/>>

32) JASON and MITRE Corporation, *op.cit.*(29), p.40; CISTEC 事務局「JASON 報告書『基礎研究の安全保障』について（概要）—「利益相反」を「研究不正」と位置づけ—」『CISTEC journal』No.188, 2020.7, pp.147, 151.

科学研究における利益相反とは、JASON の報告書の例示する米国大学教授協会（American Association of University Professors: AAUP）の定義によれば、第一義的利益（研究者や所属機関が本来目指すべき目的）に関する研究者の専門的判断や行動が第二義的利益（外部活動等他の目的）により不正に影響を受ける可能性があったり、個人又は企業の金銭的利益が適切な判断に影響を与えたりする（金銭的利益相反）状況を指す<sup>(34)</sup>。また、責務相反は、教職員のコンサルティングその他の外部での活動が、教育、研究、事務上の義務を含む第一義的な義務に影響を及ぼし得る状況を指し<sup>(35)</sup>、同報告書の例示するテキサス大学の規定によれば、勤務時間の配分に関して、外部活動が許可された総時間数を超過してしまうことをいう<sup>(36)</sup>。

利益相反の概念は、米国で1980年初に産学連携が盛んになるにつれて、研究者個人又は大学の利益と企業等<sup>(37)</sup>の利益とが衝突するようになって生まれた<sup>(38)</sup>。その後、政府による規制<sup>(39)</sup>、研究者コミュニティによる自主規制ガイドライン<sup>(40)</sup>、各大学による規程整備<sup>(41)</sup>などの取組がなされてきた経緯がある<sup>(42)</sup>。

JASON の報告書では、利益相反及び責務相反は、外国との共同研究や研究助成等の報告義務からも発生するとし<sup>(43)</sup>、利益相反の事例として、連邦政府から研究助成を受け取る研究責任者が、国外でその国から支援を受けて関連する研究を行う研究所を開設することや、外国からの留学生が米国で研究した成果を出身国の元指導教官に提供すること<sup>(44)</sup>を挙げている。

研究資金を配分するNSFは同報告書の指摘に応じ、研究者の利益相反及び責務相反に関わる情報の開示や、関連する体制を整備することに同意し、資金を受給する大学その他の研究機関とも共同で対応することとした。一方、責務相反の定義などについては引き続き調整がなされるとされた<sup>(45)</sup>。

### 3 申告不備に対する法的措置の状況

米国では知的財産（営業秘密（Trade Secret））を保護するため、連邦経済スパイ法<sup>(46)</sup>、営業

(33) 小林・細野 前掲注(27), p.469.

(34) JASON and MITRE Corporation, *op.cit.*(29), p.25; 宮田 前掲注(2), pp.9, 103 を参照。

(35) JASON and MITRE Corporation, *ibid.* 米国では従前から、週に1回は大学に出勤せず自由に時間を使うことができる慣行があり、一流大学の教員の場合、コンサルティングを行う場合が多いとされる。宮田 同上, p.104.

(36) JASON and MITRE Corporation, *ibid.*, pp.25-26.

(37) 例として、研究資金の提供元である企業、研究者が株を所有する企業、研究者が設立したベンチャー企業、研究者が兼業でコンサルティング料を得ている企業などがある。宮田 前掲注(2), p.103.

(38) 同上, pp.103-105.

(39) 1993年にはNIH再活性化法（National Institutes of Health Revitalization Act of 1993, Pub. L. No.103-43, 107 Stat. 122 (1993).）が成立し、研究者とその所属機関（大学等）における利益相反が、NIHが資金を助成する研究にバイアスを生じさせないようにする規制を設けるよう定めた。それを受けてNIHは、大学向けに規制（ガイドライン）を策定し、NIHから資金を受ける研究者に対して、研究結果が影響を与える可能性のある企業と重大な金銭的利益関係がある場合、所属大学に届け出をさせるよう求めた。同上, p.144.

(40) 1990年に米国医科大学協会（Association of American Medical Colleges: AAMC）が、1993年には全米大学協会（American Association of Universities: AAU）が、2008年には両協会が合同で、利益相反に関するガイドラインを公表するなど、各大学に利益相反ポリシーの制定を働きかけた。同上, pp.143-144, 146.

(41) 前述のNIHのガイドラインが契機となって、多数の米国大学が、NIHからの資金による研究だけではなく、研究全般についての利益相反ポリシーを設けるようになった。同上, p.145.

(42) 同上, p.141.

(43) JASON and MITRE Corporation, *op.cit.*(29), p.40.

(44) *ibid.*, p.26.

(45) National Science Foundation, *Response to the JASON Report 'Fundamental Science and Security'*, pp.3-4. <[https://nsf.gov/news/special\\_reports/jasonsecurity/NSF\\_response\\_JASON.pdf](https://nsf.gov/news/special_reports/jasonsecurity/NSF_response_JASON.pdf)>

(46) Economic Espionage Act of 1996, 18 U.S.C. §§ 1831-1832. 外国政府に便益を与えるための経済スパイ行為（第1831条）及び営業秘密の不正取得・不正開示（第1832条）に刑事罰を定めている。

秘密保護法<sup>(47)</sup>などの法制度が整備されているが、営業秘密侵害罪が適用されたのは、これまでのところ民間企業における事案である<sup>(48)</sup>。

2019年以降、中国の大学での勤務経験等について虚偽の報告をした又は未申告の状態ですら連邦政府から研究資金を受給した研究者の一部が、司法省（Department of Justice）がFBIと合同で産業スパイ等を取り締まる「チャイナ・イニシアチブ<sup>(49)</sup>」の下で起訴された。政府機関に対する虚偽陳述罪のほか、虚偽の事実をメールや申請書類に記載したとして通信詐欺罪などに問われており<sup>(50)</sup>、同様の事案が顕著になったことが指摘されている<sup>(51)</sup>。

## Ⅱ 米国の近年の法規制等及び学術界の要望

Ⅱ-1では、ドナルド・トランプ（Donald Trump）政権下における関連の法令・文書等について整理する。Ⅱ-2では研究・教育機関からの要望について、Ⅱ-3でジョー・バイデン（Joe Biden）政権が公表した大統領覚書施行要領について整理する。

### 1 トランプ政権下での法規制等

トランプ政権下では、Iで述べた外国からの影響による学術界への脅威について、政府機関、NIH及びNSFなどの資金配分機関が、研究助成を受給する研究者に対して、外国との関係等に関する情報開示を要請してきた<sup>(52)</sup>。同政権が、連邦省庁、資金配分機関、研究・教育機関に対応を要求した法令・文書等として次の3つがある。これらには、情報開示義務の範囲、違反への対応、違反者情報の連邦機関間の共有、教育・研修による啓発等が規定されている。

#### (1) 国家安全保障に関する大統領覚書第33号（NSPM-33）

2021年1月にトランプ前大統領が発出した『米国政府が支援する研究開発の国家安全保障

(47) Defend Trade Secrets Act of 2016, Pub. L. No.114-153, 130 Stat. 376 (2016). 2016年に制定された、連邦レベルで民事上の保護を行う法律。なお、州レベルでは大多数の州に刑事法があり、民事上の保護について、統一州法委員会（Uniform Law Commission）の統一営業秘密法（Uniform Trade Secrets Act: UTSA）をモデルにした州法が制定されている。浅井敏雄「2016年米国連邦民事トレードシークレット保護法の概要」『パテント』Vol.69 No.15, 2016, pp.98-99. <[https://system.jpaa.or.jp/patents\\_files\\_old/201612/jpaapatent201612\\_098-107.pdf](https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201612/jpaapatent201612_098-107.pdf)>; 山根崇邦「アメリカにおける営業秘密の保護（1）連邦営業秘密防衛法（DTSA）の運用実態と日本の営業秘密訴訟との比較」『知的財産法政策学研究』Vol.53, 2019.3, p.7.

(48) 玉井克哉「経済安全保障とアカデミア」『学会会報』950, 2021.9, p.20. 営業秘密として保護されるためには、当該情報の所有者が秘密性保持のために合理的な措置を講じていなければならない。中国からの研究員が米国の大学で、指導教官から営業秘密を窃取したとされる2020年の訴訟においても、十分な秘密管理策が講じられていなかったとして、訴えが却下されている。浅井 同上, p.99; Justine Coleman, “Prosecutors drop charges against visiting Chinese scientist at University of Virginia,” 2020.9.23. The Hill Website <<https://thehill.com/regulation/court-battles/517836-prosecutors-drop-charges-against-visiting-chinese-scientist-at?rl=1>>

(49) “Information about the Department of Justice’s China Initiative and a Compilation of China-Related Prosecutions since 2018,” November 19, 2021. Department of Justice Website <<https://www.justice.gov/nsd/information-about-department-justice-s-china-initiative-and-compilation-china-related>>

(50) 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター『オープン化、国際化する研究におけるインテグリティ』2020, pp.31-32. <<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2020/RR/CRDS-FY2020-RR-04.pdf>>

(51) Eileen Guo et al., “The US crackdown on Chinese economic espionage is a mess. We have the data to show it,” *MIT Technology Review*, 2021.12.2. <<https://www.technologyreview.com/2021/12/02/1040656/china-initiative-us-justice-department/>>ただし、起訴後に研究者が無罪となった事案がチャイナ・イニシアチブの公式ウェブサイトから削除されるなどの混乱も指摘されている。

(52) 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター 前掲注50, pp.24-30; 『研究インテグリティ（research integrity）に係る調査・分析報告書』PwC あらた有限責任監査法人, 2021, pp.7-14. <[https://www.mext.go.jp/content/20211201-mxt\\_kagokoku-000019002\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211201-mxt_kagokoku-000019002_3.pdf)>

戦略に関する大統領覚書』(国家安全保障大統領覚書第33号)(Presidential Memorandum on United States Government-Supported Research and Development National Security Policy: NSPM-33)<sup>(53)</sup>は、研究による発見及び技術革新を促進するためのオープンな環境を維持する一方、米国の知的資本(capital)を保護し、研究の不正流用を阻止するための措置を講じることも目指している。この中には、米国の研究開発事業に重大な影響を有して関与する者が、潜在的な利益相反や責務相反に関する情報を十全に開示することを確保する措置が含まれる<sup>(54)</sup>。

NSPM-33の発出はトランプ政権の末期であったため、その施行要領は整備されず、バイデン政権下で科学技術政策局(Office of Science and Technology Policy: OSTP)<sup>(55)</sup>によって検討が進められた<sup>(56)</sup>。その際、OSTP局長が、「潜在的な利益相反及び責務相反に関連する情報を開示することは、研究者の幅広い責任の一環である(こうした責任は、研究責任又は研究インテグリティと呼ばれることもある。)」とコメントしている<sup>(57)</sup>。

その後2022年1月に、『米国政府が支援する研究開発のための国家安全保障戦略に関する大統領覚書施行要領』(NSPM-33 施行要領)が公表された(後述)<sup>(58)</sup>。

## (2) 研究環境合同委員会による提言

国家科学技術会議(National Science and Technology Council: NSTC)<sup>(59)</sup>の研究環境合同委員会(Joint Committee on Research Environment: JCORE)<sup>(60)</sup>によって2021年1月に公表された「米国の科学技術研究事業のセキュリティ及びインテグリティを強化するための提言」は、上述の覚書の補足文書として位置付けられている<sup>(61)</sup>。当該提言では、大学等の研究・教育機関に対して、研究のセキュリティ及びインテグリティに対する脅威を特定の上、管理し、コンプライアンス<sup>(62)</sup>のための体制を確立・維持することなどが推奨されている<sup>(63)</sup>。

<sup>(53)</sup> “Presidential Memorandum on United States Government-Supported Research and Development National Security Policy,” *op.cit.*(1) 覚書とは、大統領令の一種であるが、行政命令(executive order)と異なり、連邦官報への記載義務がなく、また、法執行を命じるに当たって必要とされる根拠法を明示する必要がない。梅川健「第7章 大統領による政策形成と「大統領令」—オバマからトランプへ—」『米国の対外政策に影響を与える国内的諸要因(平成28年度外務省外交・安全保障調査研究事業)』日本国際問題研究所, 2017, p.62. <[https://www2.jiia.or.jp/pdf/research/H28\\_US/07\\_umekawa.pdf](https://www2.jiia.or.jp/pdf/research/H28_US/07_umekawa.pdf)>

<sup>(54)</sup> “Presidential Memorandum on United States Government-Supported Research and Development National Security Policy,” *ibid.*

<sup>(55)</sup> 大統領府(Executive Office of the President)内に1976年に創設された、大統領及び連邦行政機関に対する科学技術に関する助言、連邦行政機関を横断する政策及び研究開発プログラムの企画立案及び調整などを行う。詳細は、榎孝浩「科学技術イノベーション政策の司令塔機能の現状と課題」『レファレンス』754号, 2013.11.9, pp.105-106. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8358453\\_po\\_075406.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8358453_po_075406.pdf?contentNo=1)>を参照。

<sup>(56)</sup> Eric Lander, “Clear Rules for Research Security and Researcher Responsibility,” August 10, 2021. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/ostp/news-updates/2021/08/10/clear-rules-for-research-security-and-researcher-responsibility/>>

<sup>(57)</sup> *ibid.*

<sup>(58)</sup> Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *Guidance for Implementing National Security Presidential Memorandum 33 (NSPM-33) on National Security Strategy for United States Government-Supported Research and Development*, January 2022. <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/01/010422-NSPM-33-Implementation-Guidance.pdf>>

<sup>(59)</sup> 科学技術政策に関する省庁間の調整を担当する連邦政府機関で、1993年に設立された。“National Science and Technology Council.” White House Website <<https://www.whitehouse.gov/ostp/nstc/>>

<sup>(60)</sup> 2019年5月、大統領府科学技術政策局(OSTP)により、国家科学技術会議(NSTC)内に設置された。研究者の事務負担の軽減、安全で包括的な研究環境、研究の厳密性と公正性、研究の安全保障に関する課題を検討している。国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター 前掲注<sup>(50)</sup>, p.24.

<sup>(61)</sup> Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment of the National Science & Technology Council, *Recommended Practices for Strengthening the Security and Integrity of America’s Science and Technology Research Enterprise*, January 2021. Trump White House Archives Website <<https://trumpwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2021/01/NSTC-Research-Security-Best-Practices-Jan2021.pdf>>



この中では、バランスの取れたリスクベースのアプローチが取り上げられている。すなわちオープンで国際的な協調のメリットとリスクを認識する必要があり、具体的なメリット及び軽減緩和措置から生じる追加コスト又は事務的負担と、特定されたリスクとを、発生する可能性や影響を考慮しながら比較考量し、それに見合った保護措置を適用するものとしている<sup>(64)</sup>。

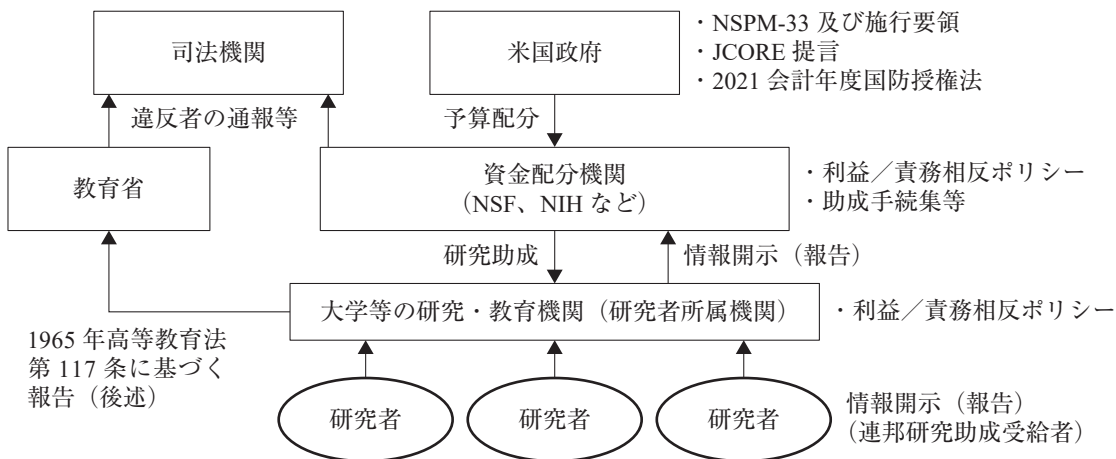
### (3) 2021 会計年度国防授權法

2020年に成立した2021会計年度国防授權法（NDAA2021）第223条<sup>(65)</sup>において、資金配分機関<sup>(66)</sup>は、連邦政府の研究助成への申請の一環として、申請書に掲げられた対象となる個人に、その者が受けている支援を開示するよう義務付けることが規定された（第(a)項）。また、資金配分機関は、個人によって開示された現在受入中及び受入予定の研究支援が連邦法又は機関の条件等に違反する場合には、研究助成の申請を拒否することができるとしている（第(c)項第(1)号）。

### (4) 情報開示体制

こうした外国の影響に関する米国の大学・研究者（連邦研究助成受給者）からの情報開示体制は図のとおりである。

図 外国の影響に関する研究者（連邦研究助成受給者）からの情報開示体制



(出典) 筆者作成。

## 2 研究・教育機関からの大統領覚書施行要領に関する要望

全米大学協会（American Association of Universities: AAU）等の米国の高等教育関連団体は、前述の NSPM-33 施行要領の策定に当たり、OSTP に対する意見書を 2021 年 9 月に送付した<sup>(67)</sup>。

(62) 日本語では「法令遵守」と訳されるが、定められた法律等法令一般に従うだけでなく、内部規程や第三者との契約の遵守、社会的規範や倫理を守ることも含まれる。岡田昌治「3. 大学とコンプライアンス概論」(平成 25 年度「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」) pp.3-4. 文部科学省ウェブサイト <[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2014/07/14/1349635\\_05.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/07/14/1349635_05.pdf)>

(63) Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment of the National Science & Technology Council, *op.cit.*(61), pp.6-10.

(64) *ibid.*, p.4.

(65) William M. (Mac) Thornberry National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2021, 42 U.S.C. § 6605. 概要は、田上靖「米国国防権限法 2021 の概要」『CISTEC journal』No.191, 2021.1, pp.81-90 を参照。

(66) 年間 1 億ドル（113 億円）以上の外部研究資金を有する連邦資金配分機関を指す（第(d)項第(4)号）。

(67) Barbara Snyder et al., “Comments-OSTP-Presidential-Memo-NSPM-33-093021,” September 30, 2021. American Council on Education Website <<https://www.acenet.edu/Documents/Comments-OSTP-Presidential-Memo-NSPM-33-093021.pdf>>

当該意見書の主な内容は次のとおりである。

### (1) 研究者及び研究・教育機関の免責

AAU等は、連邦省庁に対して、意図しない過失を犯罪としないようにすべきであり、違反に対する連邦省庁の方針及び措置が明確化及び標準化されるべきであるとしている。加えて過去の誤り及び申告漏れを自分で開示させることを認め、故意の詐欺又は悪意が立証された情報開示違反に対してのみ重大な結果を生じるようにNSPM-33を施行すべきであるとしている<sup>(68)</sup>。

また、AAU等は、研究者が開示しない収入又は研究助成を所属機関が把握することは困難であるため、研究・教育機関への罰則の適用を、所属研究者が申請書類提出の際に、情報開示規則に違反していることを所属機関が知りながら是正措置を怠った場合等に限定し、研究・教育機関の責任を制限しているNDAA2021第223条第(c)項第(3)号を全面的に施行するよう求めた<sup>(69)</sup>。

### (2) 研究の開放性と研究セキュリティの両立

AAU等は、NSPM-33で義務付けられている5000万ドル(56億5000万円)以上の連邦研究助成を受給する研究・教育機関への研究セキュリティプログラムの策定及び運用の要件に関して、当該プログラムの諸条件の再考を求めた。例として、AAU等は、国防総省のセキュリティ認証基準<sup>(70)</sup>は、基礎研究へ適用しづらいことを十分に考慮していないとの懸念を表明した<sup>(71)</sup>。

AAU等は、民間部門で適用されている基準は、非営利の高等教育機関にはなじまない場合があることを指摘しており、機密性の高い研究を除き、大学での研究の多くはオープンで制限されておらず、特定の研究分野又は国籍を持つ学生や教職員に対する制限や特別な監視を課すべきではないとしている<sup>(72)</sup>。

## 3 バイデン政権下での進展—大統領覚書施行要領の策定—

米中の技術覇権をめぐる競争はトランプ政権時代に加速し、米中の対立は決定的なものになったと言われているが、トランプ前大統領の個人的な認識など同政権に特有の要素もあったという<sup>(73)</sup>。中国への技術流出などに対する安全保障上のリスクが高まることへの懸念は、同政権下で強まったが、バイデン政権でも続くと見られている<sup>(74)</sup>。

前述のNSPM-33に規定された内容を踏まえて、2022年1月にNSPM-33施行要領がNSTCによって公表された<sup>(75)</sup>。

(68) *ibid.*, p.2. なお、2021年11月にジョージタウン大学附属安全保障及び新興技術研究所(Center for Security and Emerging Technology: CSET)の研究者が行った提言では、2023~2025年度の期間に、過去に報告されていない新たな利益相反を開示した申請者に特別措置を取ることが奨励された。Emily Weinstein and Ainikki Riikonen, "Recommendations to OSTP on National Security Presidential Memorandum-33," November 9, 2021, p.3. Center for Security and Emerging Technology Website <<https://cset.georgetown.edu/wp-content/uploads/CSET-Recommendations-to-OSTP-on-National-Security-Presidential-Memorandum-33.pdf>>

(69) Snyder et al., *ibid.*

(70) AAU等の意見書では、国防総省との請負契約に際して遵守が求められるサイバーセキュリティ成熟度モデル認証(Cybersecurity Maturity Model Certification: CMMC)が挙げられている。*ibid.* CMMCについては、永野秀雄「米国防総省によるサイバーセキュリティ成熟度モデル認証(CMMC)の導入—現行のNIST SP 800-171の遵守制度を超えて—」『CISTEC journal』No.186, 2020.3, pp.210-215を参照。

(71) Snyder et al., *ibid.*

(72) *ibid.*

(73) 宮本雄二ほか編著『米中分断の虚実—デカップリングとサプライチェーンの政治経済分析—』日経BP日本経済新聞出版本部, 2021, p.49.

(74) 同上, pp.49-50.

当該施行要領では、まず NSPM-33 の施行全体に適用される一般的な施行要領が規定されている。主なものは、次のとおりである<sup>(76)</sup>。

- 連邦省庁は、オープンで透明性のある科学研究を引き続き支援する。
- 連邦省庁は、NSPM-33 の要件を、NDAA2021 第 223 条及び 1965 年高等教育法第 117 条<sup>(77)</sup>を含む適用法令と統合的に施行する。
- 連邦省庁は、適用される NSPM-33 の要件を研究機関がどのように満たし得るかについて、共同で又は個別に明確な手順を規定する。施行への準備は、NSPM-33 の要件に準拠しながらも、研究者、研究機関及び連邦省庁に過度の事務的負担を課すことがないようにする。
- 連邦省庁は、施行過程全体を通じて、研究コミュニティと関わり、関係者及びコミュニティの意見及び懸念を考慮する。
- 連邦省庁は、研究のセキュリティ及びインテグリティへの特定されたリスクに対処することに大きく寄与し、具体的な費用対効果があるという点で、リスクベースの対策を組み込む。
- 連邦省庁は、民族的又は人種的少数派グループを含む研究コミュニティの構成員を不当に非難したり扱ったりしないよう差別的でない方法で NSPM-33 の規定及び関連する要件を施行しなければならない。

NSPM-33 施行要領では、次に、(1) 情報開示の要件及び標準化、(2) デジタル永続識別子 (Digital Persistent Identifiers: DPI)<sup>(78)</sup>、(3) 情報開示違反の結果、(4) 情報共有、(5) 研究セキュリティ対策が重点的に規定されている<sup>(79)</sup>。各項目の概要を、NSPM-33 における根拠規定とともに紹介する。

### (1) 情報開示の要件及び標準化 (NSPM-33 における根拠規定)

NSPM-33 第 4 条第 (b) 項において、資金配分機関の長は、連邦政府によって助成された研究開発事業に参与する者に、潜在的な利益相反及び責務相反に関する情報の開示を義務付けるものとする。また、適当とされる開示要件は、米国の研究開発事業における個人の任務によって異なる。

第 4 条第 (b) 項第 (vi) 号において、連邦省庁は、当初開示する及び年次で更新するための書式を標準化し、これらの書式とともに、関連する事務的負担を最小化するための明確な手順を規定するものとする<sup>(80)</sup>。

<sup>(75)</sup> Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *op.cit.*(58)

<sup>(76)</sup> *ibid.*, p.1.

<sup>(77)</sup> Higher Education Act of 1965, 20 U.S.C. § 1011f. 同法第 4 編 (Title IV of Higher Education Act of 1965, 20 U.S.C. §§ 1070 et seq.) による連邦学資援助を受ける高等教育機関に対して、同一の国外機関から暦年で 1 年の間に計 25 万ドル (2825 万円) 以上の資金提供を受けたり、契約を締結したりした場合、教育省に報告するよう規定している。なお、同法は、寄附や契約自体を禁じるものではない。

<sup>(78)</sup> NSPM-33 の規定に基づき、個々の研究者を識別するために使用される。一意で、恒久的、機械的な処理が可能で、付帯的な情報と関連付けられた識別子を指す。Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *op.cit.*(58), p.22.

<sup>(79)</sup> *ibid.*, p.ix.

<sup>(80)</sup> *ibid.*, p.2; “Presidential Memorandum on United States Government-Supported Research and Development National Security Policy,” *op.cit.*(1)

(NSPM-33 施行要領の規定)

情報開示の要件は、資金配分機関<sup>(81)</sup>全体で可能な限り最大限に標準化されるようにする。資金配分機関間の差異は、(a) 法律又は規則で義務付けられる場合、(b) 機密事項とされ、輸出管理され、又はその他法的に保護される研究開発の保護のためにより厳格な保護が必要である場合、(c) 各省庁の権限に従い、かつ NSTC を介して調整されたその他やむを得ない事由がある場合に限り許容されるものとする<sup>(82)</sup>。

全資金配分機関に対する情報開示の要件は、研究開発事業に関与する者の任務に即して、表 1 のとおり義務付けられている<sup>(83)</sup>。

資金配分機関は、(研究者だけではなく) ピア・レビュー並びに諮問委員会及びパネルの構成員に対し、職歴及び職位を開示するよう義務付けるものとする (なお、諮問委員会及びパネルの構成員に関しては、本人が各会合の議題に関連し、かつ政府倫理局 (Office of Government Ethics)<sup>(84)</sup>の承認手続に従う場合に限られる。)<sup>(85)</sup>。

研究助成のための標準化された情報開示要件は、NDAA2021 第 223 条で定義された対象者及び NSPM-33 で明確に特定されたその他の個人に限られるものとする。資金配分機関は、一般的に、より広範な個人 (大学院生、学部生等) を情報開示の対象とすべきではない<sup>(86)</sup>。

表 1 一般的な NSPM-33 における情報開示要件

情報開示の対象者	職歴／ 雇用	職位／ 地位	外国政府が資金提供する 人材招致計画	現在受入中又は受入予定 の支援／その他の支援
第 1 群： ・ 研究責任者及び主要な研究員 ・ 連邦資金配分担当者 ・ 資金配分機関内部の研究者	対象	対象	対象	対象
第 2 群： ・ ピア・レビュー ・ 諮問委員会及びパネルの構成員	対象	対象	対象	対象外

(出典) “Table 1. General NSPM-33 disclosure requirements for Tier I and Tier II participants,” Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *Guidance for Implementing National Security Presidential Memorandum 33 (NSPM-33) on National Security Strategy for United States Government-Supported Research and Development*, January 2022, p.2. <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/01/010422-NSPM-33-Implementation-Guidance.pdf>> を基に筆者作成。

表 1 における第 1 群に対し、資金配分機関は研究助成への申請手続に際して、次に掲げる表 2 及び表 3 のとおり実施するものとされている<sup>(87)</sup>。

なお、開示対象外のものとして、既に終了した支援、コンサルティング業務 (研究者の職位

(81) 施行要領では、「research agencies」であるが、NSPM-33 の「資金配分機関 (funding agency)」と同義とされる。Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *ibid.*, p.23. そのため、本稿では、「資金配分機関」と統一的に表記した。

(82) *ibid.*, p.2.

(83) *ibid.*

(84) 連邦政府の機関で、行政府職員に関する利益相反を防止し、発生した利益相反を解決するために行政府内で指導力を行使する。斎藤憲司「アメリカにおける公務員倫理制度—政府倫理法をはじめとする法的枠組について—」『レファレンス』564号, 1998.1, p.47.

(85) Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *op.cit.*(58), p.3.

(86) *ibid.*

(87) *ibid.*

表2 研究助成の申請手続きの際に開示する個人情報及び職業的情報

開示対象となる活動の種類	経歴	受入中・受入予定の／その他の支援	年間活動報告	受給後の情報条件等
個人情報				
学歴（学位等）	●	—	—	—
職歴	●	—	—	—
大学、研究・教育機関等での職位（報酬の有無、非常勤、客員、名誉職を含む勤務形態は不問）	●	—	—	—
有給のコンサルティング業務	—	●	●	●
研究助成情報				
現在受入中又は受入予定の支援	—	●	●	●
参加中又は参加予定若しくは申請予定の外国政府等に資金提供を受けるプログラム（外国政府が資金提供する人材招致計画を含む。）	● 契約内容によってどの箇所で開示するかが異なる。			
現物供与（進行中／申請中の研究活動への支援に関するものの以外）	—	●	●	●
外部から資金提供を受けた招へい研究者	—	●	●	●
外部から資金提供を受けた学生、ポスドク	—	●	●	●
外部から資金提供を受けた出張	—	●	●	●
開示内容が正確、最新、網羅的である旨の個人による証明	—	●	●	●

（注） ●が開示対象となる項目である。

（出典）“Table 2a. Guidance for disclosure of personal and professional information within R&D award application processes,” Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *Guidance for Implementing National Security Presidential Memorandum 33 (NSPM-33) on National Security Strategy for United States Government-Supported Research and Development*, January 2022, p.4. <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/01/010422-NSPM-33-Implementation-Guidance.pdf>> を基に筆者作成。

表3 プロジェクト情報として開示する情報

開示対象となる活動の種類	設備及びその他の資源	その他
プロジェクト情報		
現物供与（進行中／申請中の研究活動への支援に関するもの）	●	—
未公開株式、ベンチャー又はその他の資本取引	—	●
証明書類（契約書、助成書類、その他の協定等）	—	●

（注） ●が開示対象となる項目である。

（出典）“Table 2b. Guidance for disclosure of project information,” Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *Guidance for Implementing National Security Presidential Memorandum 33 (NSPM-33) on National Security Strategy for United States Government-Supported Research and Development*, January 2022, p.5. <<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/01/010422-NSPM-33-Implementation-Guidance.pdf>> を基に筆者作成。

の範囲で認められ、機関の定めた外部活動に係る方針及び手続に準拠したもの<sup>(88)</sup>、講演や執筆への謝礼、制約条件のない寄附（見返りを期待されない支援）、職位の一環としての指導教育（Mentoring）、研究助成受給機関での教務、研究助成受給機関からの年俸等がある<sup>(89)</sup>。

外国政府等により資金提供されたプログラム<sup>(90)</sup>への参加又は応募に関する情報開示の特別

な要件は、外国政府と直接的又は間接的に関係しているプログラムに限られる<sup>(91)</sup>。しかし、外国政府と直接的又は間接的に関係していないプログラムへの参加であっても、多くの場合、事実関係は、その他の開示要件（職歴、職位、その他の支援）の下で捕捉される<sup>(92)</sup>。資金配分機関は、NSPM-33 に準拠して、研究助成受給機関又は資金配分機関からの要請に応じて、個人に、外国政府等により資金提供されたプログラムへの参加に関する契約書を開示することを求める（契約書の開示を研究助成の申請手続の標準的な必須項目とすることもあり得る。）<sup>(93)</sup>。

資金配分機関は、研究助成受給前及び受給後の手続双方を策定及び実施し、また、研究助成に係る標準的な条件等に従って、研究責任者及び主要な研究員並びに／又は彼らの所属機関による提出物が不正確及び／又は不完全であった場合に、その内容を修正させるものとする<sup>(94)</sup>。

資金配分機関は、研究助成を申請した機関に対して、申請書に掲げられた各対象者が、関連する全情報開示要件を把握している旨の証明を求める<sup>(95)</sup>。

## (2) デジタル永続識別子 (DPI)

### (NSPM-33 における根拠規定)

第4条第(b)項第(v)号において、適用される連邦法及び法的権限に基づき、資金配分機関は、1年以内（2022年1月まで）に、連邦研究助成を受給する又は研究助成を担当する個々の研究者について、当人の DPI を提供するサービスに登録するために、その要件に関する方針を策定するものとする。

第4条第(b)項第(vi)号において、連邦省庁は、必要に応じてかつ実施可能な範囲で DPI を統合して、当初開示する及び年次で更新するための書式を標準化するものとする<sup>(96)</sup>。

### (NSPM-33 施行要領の規定)

資金配分機関は、その電子システムに DPI を実装し、個人を識別できる情報を適切に保護して、可能な限り迅速に処理する（当該サービスの運用開始までは、従来のシステム及び手続を使用した情報開示が義務付けられる。）<sup>(97)</sup>。

88) 施行要領の脚注では、資金配分機関が情報開示要件からコンサルティング業務を除外しても、研究機関は、所属研究者に対し、利益相反の可能性を判定するため、有償のコンサルティング業務に関する情報開示を要求することが一般的であると指摘している。また、資金配分機関及び研究機関は、研究者が、外国政府が資金を提供する人材招致計画の研究活動又は関与を不適切にコンサルティングとみなすことがないように要求しており、共著を含む学術論文等の出版又は投稿が、研究活動かどうかを判断する目安の1つであるとしている。前者の例として、ハーバード大学では、コンサルティングによって5,000ドル（56万5000円）を超える収入を得る場合、重大な金銭的利益に該当するとして、事前に承認を得よう金銭的利益相反に関する規程で定めている。*ibid.*, p.5; “Harvard University Policy on Individual Financial Conflicts of Interest for Persons Holding Faculty and Teaching Appointments,” p.6. Harvard University Website <[https://files.vpr.harvard.edu/files/vpr-documents/files/harvard\\_university\\_fcoi\\_policy\\_4\\_0.pdf](https://files.vpr.harvard.edu/files/vpr-documents/files/harvard_university_fcoi_policy_4_0.pdf)>

89) Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *ibid.*

90) 科学・工学分野の専門家又は学生（国籍や出身国、常勤又は非常勤の職に就いているかは不問）を雇用するために、外国政府又は外国政府に関連する組織が整備運営又は資金提供するもの。現金、研究資金、無償の海外出張、名誉職、キャリア開発機会の提供など、報酬の形態は様々である。*ibid.*, p.23.

91) *ibid.*, p.6.

92) *ibid.*

93) *ibid.*

94) *ibid.*, p.7.

95) *ibid.*

96) *ibid.*, p.8; “Presidential Memorandum on United States Government-Supported Research and Development National Security Policy,” *op.cit.*(1)

97) Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *ibid.*

資金配分機関は、ペーパーワーク削減法<sup>(98)</sup>及び1974年プライバシー法<sup>(99)</sup>に従い、DPIサービスを通じた情報開示を許可するものとする。資金配分機関は、連邦研究助成等に申請又は助成を受給する全ての個人等にDPIサービスを提供するものとする<sup>(100)</sup>。

### (3) 情報開示要件違反の結果

#### (NSPM-33における根拠規定)

NSPM-33第4条第(b)項第(ix)号において、連邦省庁は、情報開示要件の違反並びに研究セキュリティ及びインテグリティを脅かすその他の行為への関与に対し、適切で実効性のある結果を生じさせるものとする。違反の性質によって、連邦省庁は、様々な結果を考慮し得る。加えて、個人が、研究助成の受給過程における不完全若しくは不正確な情報、又は不適切な営業秘密若しくは輸出管理規制対象の情報を故意に提供したような場合に、連邦法及び州法で定められた民事罰及び刑事罰を適用することができる。連邦省庁は、進行中の捜査及び法執行活動についての情報漏えいを回避するため、監察総監 (Inspector General)<sup>(101)</sup>、法律顧問 (General Counsel)、セキュリティ担当者、法執行当局と必要に応じて協議するものとする<sup>(102)</sup>。

#### (NSPM-33 施行要領の規定)

情報開示要件の違反により、違反の特定の事実に基づき、適当と判断される刑事的、民事的又は行政的な結果の全部又はいずれかが生じ得る<sup>(103)</sup>。

また、違反の周辺的事実に応じ、かつ適正手続 (デュー・プロセス) の要件に準拠して、資金配分機関は、監察権限を有する監察総監室 (Office of Inspector General: OIG) の勧告に基づくことを含め、様々な対応を考慮することができる。一例として、研究助成の申請却下、研究助成を受給しながらも個人が当該助成の下で研究をしないよう要求し又はさもなければそのように図ること、米国政府の調査委員会等への参加資格の剥奪、連邦での雇用の中断又は終了、研究助成の中断又は打ち切り、教育省による (1965年高等教育法第4編の) 連邦学資援助の中断又は不支給、他の連邦省庁へ警告するための政府システムへの当該個人又は研究機関の登録等がある<sup>(104)</sup>。

連邦省庁は、必須の情報が開示されないことに対処するために、任務及び責任を含め、手順を文書化するものとする。また、連邦省庁は、既存の開示内容を修正する実用的な仕組みを確保する<sup>(105)</sup>。連邦省庁は、自主的な情報開示並びに不作為の及び不正確な情報の修正を強く奨励するものとする<sup>(106)</sup>。

NDAA2021第223条に従い、資金配分機関により、研究機関が行政矯正措置又は行政処分

<sup>(98)</sup> Paperwork Reduction Act of 1995, 44 U.S.C. §§ 3501 et seq.

<sup>(99)</sup> Privacy Act of 1974, 5 U.S.C. §§ 552a et seq.

<sup>(100)</sup> Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *op.cit.*(58), pp.8-9.

<sup>(101)</sup> 連邦政府の各省庁、主要な機関に置かれ、その任務は、財務諸表などの財務監査や検査、調査及び業績監査を実施し、機関の運営の効率性や経済性を向上させ、無駄や不正を撲滅することである。廣瀬淳子「アメリカ連邦議会の行政監視一制度と課題一」『外国の立法』255号, 2013.3, p.15. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8111645\\_po\\_02550003.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111645_po_02550003.pdf?contentNo=1)>

<sup>(102)</sup> Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *op.cit.*(58), p.11; “Presidential Memorandum on United States Government-Supported Research and Development National Security Policy,” *op.cit.*(1)

<sup>(103)</sup> Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *ibid.*

<sup>(104)</sup> *ibid.*, pp.11-12.

<sup>(105)</sup> *ibid.*, p.12.

を受ける措置が取られるのは、(a) 対象者が情報開示要件を把握している旨を証明するという機関としての要件を研究機関が満たしていなかった場合、(b) 対象者が必須の情報開示をしていないことを研究機関が研究助成の申請前から知りながら、何ら対処を行わなかった場合、(c) 研究機関が、対象者により所有され、管理され又は実質的に影響されていることを該当する資金配分機関の長が認めた場合で、そのような個人が必須の情報を故意に開示しない場合に限られる<sup>(107)</sup>。

#### (4) 情報共有

##### (NSPM-33 における根拠規定)

NSPM-33 第4条第(e)項において、対応措置の効果を上げるため、連邦省庁の長は、違反者(例として、情報開示又は本覚書に基づき布告されたその他の方針に違反する者、第4条第(c)項第(ii)号に基づき発出された方針<sup>(108)</sup>に反して外国政府が資金提供する人材招致計画へ参加する者、又はその行為が、明らかに研究セキュリティ及びインテグリティを脅かす意図を示す者)について、連邦資金配分機関全体で、連邦法執行当局、国土安全保障省、国務省とも情報共有するものとするが、そのような共有がプライバシー法制及びその他の法規制に従い、かつ法執行活動又は情報活動を阻害しない限りにおいて共有するものとする。必要に応じてかつ適正手続(デュー・プロセス)、プライバシー条項及びその他全ての適用法令に従い、連邦省庁の長は、最終処分が下されていないが重大な懸念が生じている場合に、他の連邦資金配分機関に通知することを検討するものとする<sup>(109)</sup>。

##### (NSPM-33 施行要領の規定)

資金配分機関は、適正手続(デュー・プロセス)、プライバシー条項及びその他の適用法令に従い、情報開示要件の違反に関する情報を共有するものとする<sup>(110)</sup>。また、資金配分機関は、違反を最終的に決定する前に、他の連邦省庁と情報を共有するものとする<sup>(111)</sup>。

連邦省庁は、違反及び潜在的な違反に関する情報の共有が適切に行われており、適用法令、関連の規則及び方針に準拠していることを確保する。また、連邦省庁は、1974年プライバシー法などの制定法、規則及び方針の中の適用されるプライバシー要件を遵守することをプライバシーに係る省庁幹部と協力して対応する<sup>(112)</sup>。

<sup>(106)</sup> *ibid.* NSFでは、ある機関が、NSFの助成を受給している所属研究者の助成申請の際に、情報の開示に不備があったことを発見した場合、発見後30日以内に正確な情報を提出しなければならない。“Revision of the National Science Foundation (NSF) Agency Specific Requirements to the Research Terms and Conditions,” October 5, 2020, p.1. National Science Foundation Website <[https://www.nsf.gov/bfa/dias/policy/fedrtc/agencyspecifics/nsf\\_sigchg1020.pdf](https://www.nsf.gov/bfa/dias/policy/fedrtc/agencyspecifics/nsf_sigchg1020.pdf)> なお、助成受給者の不備によって給付が一時停止された場合でも、その期間中に修正等の適切な是正措置を取れば、給付の打切りは免れることがある旨を規定している。National Science Foundation, *Proposal and Award Policies and Procedures Guide* (NSF 22-1), October 4, 2021, p.XII-2. <[https://www.nsf.gov/pubs/policydocs/pappg22\\_1/nsf22\\_1.pdf](https://www.nsf.gov/pubs/policydocs/pappg22_1/nsf22_1.pdf)>

<sup>(107)</sup> Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *ibid.*, p.13.

<sup>(108)</sup> 第4条第(c)項第(ii)号において、2022年1月までに、連邦省庁の長に対し、自組織に勤める研究開発に従事する職員が、外国政府が資金提供する人材招致計画へ参加することを禁止する方針を新設し又は既存の方針を明確化するように求めている。“Presidential Memorandum on United States Government-Supported Research and Development National Security Policy,” *op.cit.*(1)

<sup>(109)</sup> Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *op.cit.*(58), p.15; “Presidential Memorandum on United States Government-Supported Research and Development National Security Policy,” *ibid.*

<sup>(110)</sup> Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *ibid.*

<sup>(111)</sup> *ibid.*, p.16.

<sup>(112)</sup> *ibid.*, p.17.



**(5) 研究セキュリティ対策  
(NSPM-33 における根拠規定)**

NSPM-33 第4条第(g)項において、2022年1月14日までに、資金配分機関の長は、年間に5000万ドル（56億5000万円）以上の科学・工学分野の連邦研究助成を受給する研究機関に対して、当該機関が研究セキュリティプログラムを策定して運用していることを、資金配分機関に証明するよう義務付けるものとする。研究機関の研究セキュリティプログラムには、サイバーセキュリティ、海外出張のセキュリティ、内部の脅威の認識・識別、必要に応じて輸出管理の研修の要素を含むものとする。資金配分機関の長は、追加の研究セキュリティプログラム要件が、米国の国家及び経済安全保障に影響を与える重要な先端技術における連邦研究助成を受給する機関について適切か検討するものとする<sup>(113)</sup>。

**(NSPM-33 施行要領の規定)**

過去2会計年度に、科学・工学分野の連邦研究助成を計5000万ドル（56億5000万円）以上受給する研究機関は、NSPM-33で強調された次の4分野を含めた研究セキュリティプログラムを講じるものとする<sup>(114)</sup>。

**①サイバーセキュリティ対策**

連邦省庁は、研究機関に対し、基本的な保護プロトコル及び手順を適用することにより研究セキュリティプログラム要件のサイバーセキュリティの要素を満たすことを義務付けるものとする。要素として、情報システムを利用する権限のある利用者へのサイバーセキュリティ認識研修の実施、情報システムへのアクセス管理、悪意のあるプログラム等からの科学データの保護などがある<sup>(115)</sup>。加えて、機密事項や管理された非格付け情報（Controlled Unclassified Information: CUI）<sup>(116)</sup>を含む研究などに関しては、国立標準技術研究所（National Institute of Standards and Technology: NIST）<sup>(117)</sup>によるサイバーセキュリティの要件が適用される<sup>(118)</sup>。

**②海外出張セキュリティ**

連邦省庁は、研究機関に対し、必要に応じて事前の開示及び承認、持参する電子機器のセキュリティ確保などについて定めた海外出張の規定を整備するように義務付けるものとする<sup>(119)</sup>。

**③研究セキュリティ研修**

連邦省庁は、研究機関に対し、関係する職員に、内部の脅威に関する研修を含む研究セキュリティへの脅威の認識・識別などの研修を提供するように義務付けるものとする<sup>(120)</sup>。研究機関は、既存の研究倫理研修<sup>(121)</sup>にセキュリティ研修を統合することを検討し、定期的な訓練に加え、セキュリティ上の脅威となる事象に特化した研修を実施するものとする<sup>(122)</sup>。

<sup>(113)</sup> *ibid.*, p.18; “Presidential Memorandum on United States Government-Supported Research and Development National Security Policy,” *op.cit.*(1)

<sup>(114)</sup> Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *ibid.*, pp.18-19.

<sup>(115)</sup> *ibid.*, p.20.

<sup>(116)</sup> 機密情報には該当しないが、法規制等に基づき保護策又は配布管理を義務付けられた米国政府が作成し又は所有する情報を指す。“Controlled Unclassified Information.” Defense Counterintelligence and Security Agency Website <<https://www.dcsa.mil/mc/ctp/cui/>>

<sup>(117)</sup> 商務省傘下の政府機関で、科学技術分野における計測と標準に関する研究を行う。「【概要説明】NIST及びNIST発行の情報セキュリティ関連文書」2005.8.29. 独立行政法人情報処理推進機構ウェブサイト <[https://www.ipa.go.jp/security/publications/nist/nist\\_publications.html#r1](https://www.ipa.go.jp/security/publications/nist/nist_publications.html#r1)>

<sup>(118)</sup> Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *op.cit.*(58), p.20.

<sup>(119)</sup> *ibid.*, p.18.

<sup>(120)</sup> *ibid.*

#### ④ (必要に応じた) 輸出管理に関する研修

連邦省庁は、輸出管理制限の対象となる研究開発を行う研究機関が、外国の資金提供者、共同研究者、提携先等を精査し、連邦政府の輸出管理要件及び取引制限リスト<sup>(123)</sup>を遵守するための要件及び手続について関係する職員に研修を提供することを義務付けるものとする<sup>(124)</sup>。

#### (6) 残された課題

今後は、研究者に何が期待されているのかを明確にするため、連邦研究助成を申請する際の模範となる開示書式及び追加手順が策定される(2022年5月を期限とする)。また、連邦省庁によって使用される研究セキュリティプログラム要件の共通基準や、研究機関によって使用される標準的で集中型の研究セキュリティプログラムの認証プロセスが策定される予定である<sup>(125)</sup>。

#### おわりに

バイデン政権が2022年に入って公表したNSPM-33 施行要領に対し、AAUからは、科学研究の開放性と国家安全保障のバランスが取れた内容であると評価する声が上がっている<sup>(126)</sup>。

I-2で述べたとおり、近年、米国では複数の大学教授が中国の人材招致計画に関する申告の不備で起訴されており、被告人の所属大学が組織として受給した資金であったために、研究者コミュニティから不当逮捕であると反発が起き、同大学の教員が被告人のために署名活動を行った事例もある<sup>(127)</sup>。そうした事案に関しては、大学の慣行が捜査当局に十分理解されていなかった可能性もあり、外国の影響による法規制の策定及び運用に際して、政府当局と研究・教育機関とのコミュニケーションが今後の課題であると指摘された<sup>(128)</sup>。

科学技術を育むオープンな環境を維持しながら、いかにして先端的な科学技術の成果を不正流出から守るかという課題に取り組むことは困難なものである。米中は長年にわたる科学分野の交流で結び付き合ってきており、学会や講演などの海外との往来も活発な現代において、自由主義、学問の自由と両立可能な有効な手段とは何かという問題が問われている<sup>(129)</sup>。米国が

(121) NSFでは、米国COMPETES再授權法(America COMPETES Reauthorization Act of 2010, 42 U.S.C. §§ 1861 et seq.)に基づく職員、研究助成受給者(学部生、大学院生、ポスドク含む)への研究倫理研修の実施義務が規定されている。NIHでは、研究助成受給者、全職員、ピア・レビュアーに研究倫理研修を提供することが規定されている。National Science Foundation, *op.cit.*(106), p.II-5; "Update on the Requirement for Instruction in the Responsible Conduct of Research," November 24, 2009. National Institutes of Health Website <<https://grants.nih.gov/grants/guide/notice-files/NOT-OD-10-019.html>>

(122) Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *op.cit.*(58), p.18.

(123) 米国の安全保障及び外交政策上の利益に反した団体や個人のリストを指す。掲載された場合、米国の物品、ソフトウェア、技術を始めとする製品を輸出・再輸出・みなし輸出などを行う場合に、事前許可が求められる。原則不許可である場合が多い。平井 前掲注(11), p.177.

(124) Subcommittee on Research Security Joint Committee on the Research Environment, *op.cit.*(58), p.18.

(125) *ibid.*, p.viii.

(126) "Valuing Both Open Scientific Inquiry and National Security," January 5, 2022. Association of American Universities (AAU) Website <<https://www.aau.edu/newsroom/barbaras-blog/valuing-both-open-scientific-inquiry-and-national-security>>

(127) "Why Have We, a Group of MIT Faculty, Signed the Letter in Support of Gang Chen?" *MIT Faculty Newsletter*, January/February 2021, Vol.XXXIII No.3. <<https://fnl.mit.edu/january-february-2021/why-have-we-a-group-of-mit-faculty-signed-the-letter-in-support-of-gang-chen/>> なお、その後、当該事案の起訴は取り下げられた。Eileen Guo, "All charges against China Initiative defendant Gang Chen have been dismissed," *MIT Technology Review*, January 20, 2022. <<https://www.technologyreview.com/2022/01/20/1043848/china-initiative-gang-chen-mit-dismissed/>>

(128) 渡部俊也「米大学で浸透する自主管理「外国の影響」にどう向き合う」『週刊東洋経済』6996号, 2021.6.26, p.69.

(129) 宮本ほか編著 前掲注(9), p.64.

科学技術における優位を保つためには、まず科学技術予算増額を含む自国のイノベーション政策こそが最重要であり<sup>(130)</sup>、そのために、知的財産を保護する手段を確保した上で外国人人材も引き続き活用すべきとの意見も根強くある<sup>(131)</sup>。この問題を考えるに当たっては、情報管理や輸出管理等で全てが解決されるわけではない<sup>(132)</sup>ことに留意する必要がある。

(たきざわ かずこ)

---

<sup>(130)</sup> 日本国内でも、研究者が自由かつ安全に研究できる環境の整備、不安定な任期付き研究職の安定化、研究者の待遇の改善、起業や産学連携の面での研究職の魅力増などを、政策目標とすべきであるとの見解がある。玉井克哉「「経済安保」と「研究の自由」は両立できるか」2021.1.7. Wedge ウェブサイト <<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/21682>>

<sup>(131)</sup> 宮本ほか編著 前掲注(9), p.65.

<sup>(132)</sup> 同上